

平成 2 6 年度

第 6 回千葉市農業委員会農地部会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会農地部会議事録

平成26年8月28日、千葉市農業委員会農地部会長 伊原 茂久は、平成26年度第6回農地部会を千葉中央コミュニティセンター2階第28会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- | | | |
|-------|---|-------|
| 議案第1号 | 千葉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に
係る答申について | (1件) |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | (1件) |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | (7件) |
| 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用) | (4件) |
| 議案第5号 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について | (4件) |
| 議案第6号 | 千葉市農用地利用集積計画(案)の決定について | (2件) |
| | | |
| 報告第1号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について | (1件) |
| 報告第2号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について | (22件) |
| 報告第3号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について | (46件) |
| 報告第4号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について | (3件) |
| 報告第5号 | 地目変更について | (32件) |
| 報告第6号 | 千葉県農業会議への諮問に係る答申について(第4条) | (2件) |
| 報告第7号 | 千葉県農業会議への諮問に係る答申について(第5条) | (12件) |

<出席委員>（17名）

1 番	伊 原 茂 久（農地部会長）	2 番	小 川 正 義
3 番	石 井 一 也	4 番	高 澤 義 信
5 番	西 郡 高 夫	6 番	長谷川 政 美
7 番	小 川 友 安	8 番	小 川 政 二
9 番	田 中 和 夫（職務代理者）	10 番	黒 宮 昇
11 番	野 崎 好 知	12 番	浅 川 政 明
13 番	安 井 誠 一	14 番	植 草 隆 晴
15 番	布 施 貴 良	16 番	花 島 豊 勇
17 番	市 原 孝		

<欠席委員>（0名）

<事務局説明員>

事務局長	山 崎 哲 保	次 長	楠 原 弘
次長補佐	御 園 えみ子	農地審査係長	吉 田 浩 司
農業振興係長	小 川 剛	農地指導係長	角 田 一 郎

<説明員>

農政課長	青 木 茂	主 査	秋 山 智 博
------	-------	-----	---------

開 会（午後 1 時 3 0 分）

議 長
(伊原部会長)

ただ今から平成 2 6 年度第 6 回農地部会を開会いたします。

本日は、委員 1 7 名中、1 7 名出席ですので、会議は成立しております。

日程第 1 の議事録署名人の選任の件でございますが、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。6 番・「長谷川 政美」委員、7 番・「小川 友安」委員のご両名をお願いいたします。

それでは、日程第 2 の議事に入らせていただきます。

議案第 1 号「千葉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る答申について」を上程いたします。

本案件につきましては、農地部会として、審議する案件でございますので、8 月 2 1 日に開催した第 1 分科会では、審議を行っておりません。また、本案件は、農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条の規定により千葉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更にについて、千葉市長の諮問を受け、意見を答申するものでございます。本日、説明員として、市農政部の方の出席をお願いしておりますので、入室をお願いします。

議 場

=== 農政部入室 ===

議 長
(伊原部会長)

それでは、ご説明願います。

農 政 部
(青木課長)

農政課長の青木と申します。よろしくお願いします。

お手元にお配りしております、別冊議案第 1 号「千葉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る答申について」の 1 ページをご覧くださいと思います。体系図が載っておりますが、農業経営基盤強化促進法が本年 4 月 1 日付で一部改正されたことに伴い、同日付で、同法第 5 条に基づき千葉県の「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」、いわゆる県の基本方針が変更されました。

市町村においては、県の基本方針の変更により、千葉市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」、

いわゆる市の基本構想の所要の変更を、本年９月末までに行う必要がございます。

議案第１号資料の２ページをご覧ください。

ご審議いただく前に、基本構想の策定体制をご説明させていただきます。

県の基本方針の変更により、本年５月頃から農政部において、構想の見直し素案の策定作業を進めてまいりました。８月上旬に、千葉県農業事務所や千葉みらい農業協同組合など関係機関で構成されます「千葉市農業経営改善支援センター」会議を開催し、見直し原案を策定しました。

この見直し原案を８月上旬から順次、１３の農業団体から構成される「千葉市農政推進協議会」の委員に持ち回りで協議させていただき、その結果を踏まえて、見直し案を策定しました。

以上の策定経緯を踏まえ、今回、農業経営基盤強化促進法施行規則第２条の規定に基づき、見直し案を本部会にお諮りさせていただいております。

それでは、議案第１号別冊の２ページをご覧ください。

今回の変更点ですが、主な５点について説明させていただきます。

まず、１点目ですが、「新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標」を新たに盛り込むこととなります。

新規就農者の確保目標を１０人とし、労働時間・農業所得に関する数値目標として１経営体当たりの年間所得が２５０万円程度、主たる従事者１人当たりの年間労働時間を１,８００から２,０００時間としています。

次に２点目ですが、新規就農者の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型を新たに盛り込むこととなります。

これについては、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえ、本市における主要な営農類型として、「施設野菜専作（トマト）」、「施設野菜専作（イチゴ直売・観光）」、「野菜直売」の３類型を位置付けます。

次に、３点目ですが、効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積の数値目標を「県の基本方針」と整合を図り、数値を変更することとなります。

具体的には、農用地面積について、今まで経営耕地面積として1,700haを設定していましたが、市全体の農用地面積を設定することとなり、面積としては2倍強の3,790haとなります。

また、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占めるシェア及び利用権設定面積については、農地中間管理事業の推進に関する法律の施行に伴い、本年4月から農地中間管理事業が開始されたことから、千葉県と調整して、配布資料の数値のとおり変更することとなります。

4点目ですが、新規就農者の確保・育成に関する事項として、確保や定着に向けた取組、具体的には受入環境の整備や就農初期段階におけるサポート体制、また、関係機関等の役割分担について、新たに記載しました。

最後に、5点目ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律が今年の4月から施行されたことに伴い、農地保有合理化事業が廃止され、農地中間管理事業が開始されたことから、本文中の9箇所について文言の整理を行っております。

以上でございます。

議長
(伊原部会長)

ただいまの説明及び原案について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

小川政二委員

半年ぐらい前に、3度目の修正計画ということで説明がありましたよね。そのときに、所得目標が計画を改めるとにだんだん額が減っていて、それに対する意見がありましたが、それはどのように考えていますか？

農政部
(秋山主査)

それにつきましては、確かに額自体はどんどん減ってきています。具体的には、当時は570万円だったのが、今は550万円です。これは千葉市だけでなく全国一律で、収支を考えて550万円で農業経営をなんとか安定的にやっていっていただきたいということで、国の方で金額的には下がってきています。それをふまえて千葉市でも、県も含めて整合性をとるために合わせていくという状況です。おっしゃる通り額自体は下がってはいっていますが、なんとかその金額で安定経営をしていただきたいという国の方針が示されております。

小川政二委員	だんだん金額が下がっていくことは、沈滞を表すような形になってまずいのではないかという意見だったですね。その点について、課の中で協議はされなかったのですか？
農 政 部 (青木課長)	国・県の措置が示されておりますので、それを準用させていただきます。
議 長 (伊原部会長)	それでは、他にご質問等がないようですので、農政部の方々につきましては、ご多忙のところありがとうございます。説明員の退室をお願いします。
議 場	===農政部退室===
議 長 (伊原部会長)	ここまでの質疑を踏まえ、答申に付する本件原案に対する農業委員会の意見について、何かございましたら、お願いします。
議 場	——— 質問・意見等なし ———
議 長 (伊原部会長)	それでは、特にご意見がないようですので、本件原案に対する農業委員会の意見を、「原案どおりとすることが適当」とすることに賛成の方は、挙手願います。
議 場	===挙手===
議 長 (伊原部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号は「原案どおりとすることが適当」と答申いたします。
第1分科会委員長 (西郡委員長)	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。 それでは、第1分科会委員長、ご説明願います。 ご説明いたします。 なお、面接も実施いたしましたので、併せてご説明いたします。 資料の2－1をご参照願います。資料は位置図、営農計画書の2ページ構成となっております。 本案件は、若葉区大宮町の農業者が、農業生産法人として農業に参入するため、申請地に賃借権を設定したいとす

	るものです。 面接した法人の関係者によりますと、権利者の代表取締役が義務者の子供であるとのことでした。 第1分科会としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、また、それらに加え、同法第2条第3項各号の「事業要件」、「構成員要件」及び「役員要件」に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 以上でございます。
議長 (伊原部会長)	事務局より補足説明願います。
事務局	分科会での質疑内容について報告します。 法人化する理由ですが、就農者の確保を容易するためとのことです。個人農家が就農者を募集するよりも、法人が募集するほうが就農者を確保しやすいとのことでした。 また、この他の法人化のメリットとしては、経営管理能力や資金調達力、対外的な信用の向上などがあげられます。 以上でございます。
議長 (伊原部会長)	ただいまの、第1分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。
小川政二委員	確認ですが、個人として新規就農するのではなく、法人として新規に参入するということですか？
事務局	その通りです。
議長 (伊原部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 第1分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議長	——— 挙手 ———
議長 (伊原部会長)	賛成全員でございますので、議案第2号は許可と決定いたします。

第1分科会委員長
(西郡委員長)

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第1分科会委員長、ご説明願います。

ご説明いたします。

なお、第1項から第3項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

はじめに、第1項は資料の3-1をご参照願います。

本案件は、資材置場及び車両置場用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は、山王中学校から南東へ約50mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕で、周辺は宅地が広がっております。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。周囲は、既存のフェンス・ブロック等を利用します。

次に第2項です。

資料の3-2をご参照願います。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、使用貸借権を設定するものです。

申請地は千葉外房有料道路の大木戸インターチェンジから南へ約900mに位置し、また、緑の森工業団地に近接する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕で、周辺は農地が点在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。また、周囲をフェンスで囲います。

次に第3項です。

資料の3-3をご参照願います。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は千葉南高等学校から西へ約300mに位置す

る農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕で、周辺は休耕地が広がっております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。また、周囲をマウンドアップし、土砂の流出を防止します。

次に第4項です。

資料の3-4をご参照願います。

本案件は、専用住宅用地とするため、使用貸借権を設定するものです。

申請地はさつきが丘東小学校から東へ 約180mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、汚水は合併浄化槽で処理し、側溝に接続します。雨水は、浸透枳により宅地内で処理します。

次に、第5項です。

資料の3-5をご参照願います。

本案件は、緑地とするため、売買により取得するものです。

申請地は京葉道路の武石インターチェンジから北へ 約550mに位置する農地です。

農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しました。

農地区分が第1種農地の場合は、原則として許可できませんが、本件は例外的に許可可能な「既存施設の拡張」に該当します。

既存施設は、西側と南側に隣接する墓地で、権利者が経営しております。

「既存施設の拡張」の基準は、「拡張する面積が既存施設の面積の2分の1以内」とされており、本件は基準に適合しています。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

次に第6項です。

資料の3-6をご参照願います。

	本案件は、車両置場及び資材置場用地とするため、売買により取得するものです。 申請地はみつわ台総合病院から東へ 約 1 2 0 m に位置する農地です。 農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断しました。 被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。周囲は、既存ブロック及び新設ブロックにより、土砂の流出を防止します。 第 1 分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 以上でございます。
議 長 (伊原部会長)	事務局より、補足説明をお願いします。
事 務 局	第 5 項について、補足説明します。議案書の 4 ページと資料 3 - 5 をご覧下さい。 申請地は、幅が約 5 0 c m、長さが約 5 6 m の細長い形状です。この形状になった理由は、左側に隣接する墓地の開発による転用の際に、隣接地に対する配慮から、セットバックしたことにより残地となったものです。 申請の内容は、隣接地の地権者からの要望により、墓地と一定の空間を確保するため、墓地を経営する権利者が申請地を売買により取得し、墓地の附帯施設として緑地とするものです。 以上でございます。
議 長 (伊原部会長)	ただいまの、第 1 分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。
小川政二委員	第 2 項、第 3 項の売電価格は？
事 務 局	第 2 項の売電価格は、1 kwh あたり税抜きで 3 2 円です。これは国の設備認定を今年 7 月に受けたものです。 第 3 項の売電価格は、1 kwh あたり税抜きで 3 6 円です。こちらは国の設備認定を前年度の平成 2 6 年 3 月に受けたため、売電価格が変わっています。
議 長	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。

(伊原部会長)	第1分科会委員長及び事務局からの説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議 場	——— 挙手 ———
議 長 (伊原部会長)	賛成全員でございますので、議案第3号については許可と決定いたします。
	次に、 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」 を上程いたします。 第1分科会委員長、御説明願います。
第1分科会委員長 (西郡委員長)	ご説明いたします。 本案件は、送電線用鉄塔の除去のための工事用地として使用したいとする件です。 議案書の5ページ、6ページをご覧ください。第1項から第4項まで、同一案件です。また、資料の4－1・2及び4－3・4をご覧ください。 本件権利者は、若葉区中野町及び緑区平川町の4か所の鉄塔を除去するため、その周辺の畑、5,153平方メートルを使用します。農地区分は、第3項・第4項が農用地区域で、第1項・第2項は第1種農地と判断いたしました。 いずれの土地も、鉄板又は樹脂製の「エコマット」を敷き詰める予定です。また、作業場所の周囲をガードフェンス又は区画ロープで囲う予定です。 一時転用期間は、本年10月1日から2か月間となっております。 第1分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 以上でございます。
議 長 (伊原部会長)	事務局より補足説明をお願いします。
事 務 局	ご説明いたします。 本件事業者は、千葉から茂原方面に向かう送電線の撤去工事を、平成24年7月から段階的に進めており、その作業用地として農地を利用するため、平成24年度に2回、平成25年度に3回、農地部会で御審議をいただき、一時

転用許可を行っております。そして、昨年度中に送電線の巻取り工事が完了し、いずれも現地は農地に復元されております。

今年度は、鉄塔の除去工事を行うこととなっており、その作業用地として利用するため、今回その一部の工区について、一時転用許可申請が出されたものでございます。作業工程に合わせ、複数回に分けて申請が出されており、7月にも一度許可を行っておりますが、今後も申請が出される見込みとのことでございます。

以上でございます。

議長
(伊原部会長)

ただいまの、第1分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長
(伊原部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第1分科会委員長の説明のとおり、「許可」することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長
(伊原部会長)

賛成全員でございますので、議案第4号は「許可」と決定いたします。

次に、**議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」**を上程いたします。

第1分科会委員長、御説明願います。

第1分科会委員長
(西郡委員長)

本案件は、地元農業委員による現地調査案件でございます。

第1項は、農地基本台帳及び7月25日の現地調査により、買取り申出者の父が、農業の主たる従事者であることを、笠川 泰雄委員に確認していただきました。

次に、第2項は、農地基本台帳及び7月29日の現地調

議長
(伊原部会長)

査により、買取り申出者の母が、農業の主たる従事者であることを、長谷部 衡平委員に確認していただきました。

次に、第3項は、農地基本台帳及び7月28日の現地調査により、買取り申出者の父が、農業の主たる従事者であることを、竹下 洋一委員に確認していただきました。

次に、第4項は、農地基本台帳及び7月31日の現地調査により、買取り申出者本人が、農業の主たる従事者であることを、伊原 茂久委員に確認していただきました。

このことについて、農地部会長あてに現地調査結果報告書が提出されております。

第1分科会といたしましては、特に問題はないものと判断し、主たる従事者証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

ただいまの、第1分科会委員長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長
(伊原部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。

第1分科会委員長の説明のとおり、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の発行について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長
(伊原部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。

次に、**議案第6号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」**を上程いたします。

第1分科会委員長、ご説明願います。

第1分科会委員長
(西郡委員長)

それでは、ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

第1項は、若葉区桜木在住の農家の方が、同区加曽利町在住の方の所有する同町の畑1筆、面積981㎡に賃借権を新規に設定するもので、設定期間は5年です。

第2項は、八街市沖在住の農家の方が緑区下大和田町在住の方の所有する同町の畑1筆、面積1,484㎡に使用賃借権を継続して設定するもので、設定期間は10年です。

第1項及び第2項の合計面積は、2,465㎡です。

本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

第1分科会といたしましても、第1項及び第2項について、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(伊原部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、第1分科会委員長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(伊原部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。

第1分科会委員長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(伊原部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号は、原案どおり決定いたします。

以上で審議案件は終了いたしましたので、
報告案件について、第1号から第7号までを一括して上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

ご説明いたします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、議案書の11ページに1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、議案書の12ページから15ページに22件ございました。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、議案書の16ページから23ページに46件ございました。

第2号及び第3号のいずれも、内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、議案書の24ページに3件ございました。

内容につきましては、記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

報告第5号「地目変更について」は、議案書の25ページ及び26ページに32件ございました。

農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

報告第6号及び第7号「千葉県農業会議諮問に対する回答について（第4条及び第5条）」は、議案書の27ページから29ページに、4条が2件、5条が12件 ございました。

いずれも、8月5日に諮問し、8月11日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

他法令が関係する案件につきましては、関係部局と調整のうえ、許可指令書を交付いたします。

以上でございます。

議長
(伊原部会長)

ただいまの報告第1号から第7号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長
(伊原部会長)

質問、意見等無いようです。これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、平成26年度第6回農地部会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会（午後14時05分）